

# 定 款

一般社団法人 日本産科婦人科遺伝診療学会

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本産科婦人科遺伝診療学会と称する。

2 この法人の英文名は、Japan Society of Clinical Genetics in Obstetrics and Gynecology とし、略称は、JSGOG とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産科婦人科学における遺伝診療の進歩・発展を図り、もって人類・社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術講演会の開催
- (2) 機関誌及び論文図書等の発行
- (3) 会員への教育
- (4) 各種の学術的調査研究
- (5) 産科婦人科遺伝診療の活性化を目的とした活動
- (6) 産科婦人科遺伝診療に関する社会一般への啓発並びに普及活動
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（医療関係者に限る）
  - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（医療関係者を除く）
  - (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した医療系の大学および大学校に在籍する個人
  - (4) 名誉会員 産科婦人科遺伝診療の進歩に著しく貢献し、理事会により推薦された個人
  - (5) 功勞会員 この法人の発展に功勞があり、理事会により推薦された個人
  - (6) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 この法人の社員は、概ね正会員 10 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）
  - 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
  - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 6 第 3 項の代議員選挙は 2 年に 1 度、8 月又は 9 月に実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
  - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。
  - 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任す

るときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終結の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面の閲覧等）
  - (5) 法人法第51条第4項及び法人法第52条第5項の権利（書面又は電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

- 第6条 この法人の会員になろうとする者は、名誉会員及び功労会員を除いて、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 この法人の名誉会員及び功労会員となる者は、入会の手続きを必要とせず、社員総会にて承認を受けなければならない。

（経費の負担）

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員、学生会員及び賛助会員になった時、並びに正会員、準会員、学生会員、功労会員及び賛助会員は毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（休会）

- 第8条 会員が休会しようとするときは、理事会において別に定める休会届を、期間及び理由を付して理事長に提出することができる。
- 2 理事会は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認することができる。
  - 3 休会中の者は、理事会において別に定める休会解除届を、理事長に提出するこ

とにより、第6条の規定にかかわらず、再び会員となる。

- 4 前項の定めにより再び会員となった者は、休会前から引き続きこの法人の会員であったものとみなす。但し、休会中であった期間の会費を支払う義務を負わない。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員が退会しようとする場合は、未納の会費を完納しなければならない。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 会員を除名する場合は、社員総会において、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは解散し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を3年以上滞納したとき
- (5) 学生会員は学部生でなくなったとき

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第4章 社員総会

#### (構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員以外の会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べるができる。但し、議決には参加することができない。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 次次期学術講演会会長の選任並びに主務地の決定
- (3) 会員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 この法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から1名選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

- 第20条 社員は、あらかじめ通知された議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出することにより議決権を行使することができる。また、他の社員を代理人とすることでその議決権を行使することができる。
- 2 社員はあらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって議決権を行使することができる。
  - 3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上20名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長、10名以内を常務理事とすることができる。
  - 3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成)

第24条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

2 監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 但し、社員総会において決議をする前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 学術講演会会長、次期学術講演会会長および次次期学術講演会会長は、理事会に出席することができる。但し、議決には参加することができない。
- 4 理事長が出席を認めた者は、理事会に出席することができる。但し、議決には参加することができない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して理事長に対し招集の請求をすることができる。請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会は、理事長が議長となる。但し、欠席の場合は、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 学術講演会及び学術講演会会長・次期学術講演会会長 ・次次期学術講演会会長

(学術講演会)

第36条 この法人は、学術講演会を毎年1回、学術講演会会長が主催して開催する。

- 2 次次期学術講演会会長は、理事会がその候補者を推薦し、社員総会において選任する。
- 3 学術講演会終了時に、次次期学術講演会会長であった者は次期学術講演会会長に、次期学術講演会会長であった者は学術講演会会長となる。
- 4 学術講演会会長の任期は、前期の学術講演会終了後から担当の学術講演会終了までとする。
- 5 学術講演会会長・次期学術講演会会長・次次期学術講演会会長が理事でない場合は、その任期の間、理事会（常務理事会を含む）に出席し意見を述べることができる。

## 第8章 顧問

(顧問の設置)

第37条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の業務全般について、理事長の諮問に応じて助言を行う。

3 顧問は、正会員又は正会員以外の有識者の中から理事会で選任する。

4 顧問の任期は、理事会における選任の際に定める。

5 顧問は、理事長の要請に応じて理事会に出席することができ、意見を述べ又は助言を行うことができる。ただし、議決権は有さない。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社

員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
  - (2) 社員が欠けたこと
  - (3) 合併（合併によってこの法人が消滅する場合に限る）
  - (4) 破産手続開始の決定
  - (5) 解散を命ずる裁判
- 2 前条第1号の決議は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議とする。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。また、必要に応じて事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第13章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成28年9月30日までとする。

(設立時理事及び監事)

第49条 この法人の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 増崎 英明、青木 大輔、苛原 稔、岡本 愛光、木村 正、  
久具 宏司、工藤 美樹、小西 郁生、小林 浩、左合 治彦、澤井 英明、  
杉浦 真弓、鈴木 直、関沢 明彦、平原 史樹、藤原 浩、八重樫伸生

設立時監事 鈴森 薫、吉村 泰典

(設立時代表理事)

第50条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 増崎 英明

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第51条 この法人の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員 三浦 清徳 山田 重人 山田 崇弘

(設立時の主たる事務所)

第52条 この法人の設立時の主たる事務所は、次のとおりとする。

東京都千代田区麹町四丁目7番地

(設立当初の会費)

第53条 第7条の定めにかかわらず、この法人の設立当初の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員

年 額 10,000円

(2) 功労会員

年 額 10,000円

(3) 賛助会員

法人年額 1口 100,000円 1口以上

(設立時代議員)

第54条 第5条の定めにかかわらず、設立時社員をもってこの法人の設立時代議員とする。

- 2 前項の設立時代議員の任期は、平成29年8月又は9月に実施される代議員選挙終了の時までとする。
- 3 第5条の定めによるこの法人設立後最初の代議員選挙は、平成29年8月又は9月に実施するものとする。

(設立時学術講演会会長・設立時次期学術講演会会長・設立時次次期学術講演会会長)

第55条 第14条及び第36条の定めにかかわらず、次の者を設立時学術講演会会長、設立時次期学術講演会会長及び設立時次次期学術講演会会長とする。

設立時学術講演会会長 増崎 英明

設立時次期学術講演会会長 小西 郁生

設立時次次期学術講演会会長 苛原 稔

- 2 前項の設立時学術講演会会長、設立時次期学術講演会会長、設立時次次期学術講演会会長の任期はその主宰する学術講演会終了時までとする。次期学術講演会会長は学術講演会終了後に自動的に学術講演会会長に、次次期学術講演会会長は次期学術講演会会長となる。

平成 27 年 10 月 1 日施行  
平成 28 年 12 月 16 日改訂  
平成 29 年 12 月 16 日改訂  
令和元年 12 月 21 日改訂